

川棚町人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務 公募型プロポーザル要領

1 趣旨

この実施要領は、川棚町人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務の受注候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

川棚町人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務

(2) 契約上限額

金7,000,000円（消費税・地方消費税含む）

(3) 契約期間

契約締結日から平成27年12月18日（金）まで

(4) 業務内容

川棚町人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務仕様書のとおり。

3 応募資格

企画提案に応募する者は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定で示すものに該当する者でないこと。
- (2) 川棚町から指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。

4 受注候補者の選定

受注候補者の選定は、以下の要領で実施する。

(1) 選定方法

川棚町人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務プロポーザル選定委員会が、提出書類により、選定基準の項目に沿って100点満点で評価を行い、各委員の点数の合計点が最も高い提案者を受注候補者とする。

なお、各委員の点数の合計点が最も高い提案者が複数あった場合は、以下の選定基準のうち「業務実施方針」の点数を比較し、最終決定する。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。

(2) 選定基準

審査は、以下に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		評価基準	配点
業務実施体制	人員及び実績	本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及びスタッフが適正に配置されているか。また、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	20点
	見積金額	適正な見積金額が提示されているか。	10点
業務実施方針	提案内容	提案内容に説得力があり、計画行程が具体的かつ現実的であるか。	20点
		提案内容の着眼点・分析力が優れているか。	20点
		図表やイメージ等を効果的に使ってわかりやすく表現しているか。	10点
	業務内容及び内容の理解度	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、分析の方向性が的確かどうか。	20点
計			100点

5 応募方法

(1) 参加表明書の提出

企画提案に応募する事業者は、以下の要領で参加表明書を提出すること。

①受付期間

平成27年4月8日(水)～平成27年4月15日(水)(閉庁日除く。)の午前8時30分～午後5時までの間

②提出場所

川棚町地域政策課

③提出方法

参加表明書(様式1)を持参又は郵送(一般書留もしくは簡易書留に限る。平成27年4月15日(水)必着)により提出すること。

(2) 説明会及び質問の受付・回答

①説明会は実施しない

②受付期間

平成27年4月8日(水)～平成27年4月15日(水)(閉庁日除く。)の午前8時30分～午後5時までの間

③提出方法

質問書(様式2)に質問事項を記載の上、E-mailにより提出のこと。

(メールアドレス：chiiki@town.kawatana.lg.jp)

④質問事項に対する回答

平成27年4月17日（金）までに参加表明者に回答する。なお、質問に該当しないものについては、回答しないことがある。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案に応募する事業者は、以下の要領で提案書類を提出すること。

①提出日時

平成27年4月20日（月）～平成27年4月24日（金）（閉庁日除く。）の午前8時30分～午後5時までの間

②提出場所

川棚町地域政策課

③提出方法

持参により提出すること。事前に持参日時を連絡すること。

④提出書類

別紙「企画提案書等の作成にかかる留意事項」のとおり。

(4) プレゼンテーションは実施しない。

(5) 選定結果の通知及び公表

①結果通知予定日

平成27年4月30日（木）

②結果通知方法

選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、川棚町ホームページに掲載する。

(6) スケジュール表

手順	日程
①参加表明書の提出	平成27年4月8日（水）～平成27年4月15日（水）
②質問の受付及び回答	平成27年4月8日（水）～平成27年4月15日（水） ※回答は平成27年4月17日（金）までに、メールにて行う。
③企画提案書の提出	平成27年4月20日（月）～平成27年4月24日（金）
④選定結果の通知及び公表	平成27年4月30日予定

6 契約手続

受注候補者と本町の間で協議を行い、協議が成立した時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結することを原則とする。また、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となつ

た場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

なお、当該契約にあたり、企画提案内容（見積額も含む）をもって、そのまま契約をすることは限らない。

7 失格事項

応募者が参加表明書を提出した日から契約締結日までに次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載があることが発覚したとき。
- (2) 川棚町から指名停止処分を受けたとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為があったとき。

8 その他

- (1) 提出書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回、修正、再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 同一法人からの複数の提案は認めない。
- (6) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

9 問い合わせ先

川棚町地域政策課

〒859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1

電話：0956-76-8335（直通）

メールアドレス：chiiki@town.kawatana.lg.jp